

令和元年度の指導監査における指導・指摘事項

事例1 介護老人保健施設 通所介護

入所者の負傷及びその他の事故について、速やかに市町村に連絡されていないものがあった。

【根拠】

- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号）
（事故発生の防止及び発生時の対応）

第36条

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

※鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領の報告の範囲に該当する場合は、県に対しても報告を行わなければならない。

2 報告の範囲

（2）報告を要するのは、介護事業所において死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故、個人情報の漏えい（疑い含む）等が発生した場合とする。

【改善状況】

事故発生時の報告手順のマニュアルを見直し、市町村・県へ報告する流れを組み入れた新しいマニュアルに変更しました。また、社内の事故報告様式も変更し市町村・県への報告の有無を記載する欄を設けた。

事例2 訪問介護 通所介護 福祉用具貸与

運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかったため、
掲示すること。

【根拠】

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

（掲示）第32条

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成十一年九月一七日老企第二五号）

第三3 運営に関する基準(23) 苦情処理において、苦情に対する措置の概要も掲示が必要となっている。

① 基準第三六条第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

【改善状況】

運営規程、重要事項説明書、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要等を、玄関内部横壁面に掲示いたしました。

事例3

介護老人保健施設

身体拘束を行う場合について、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載した記録がないものがあったので、適切な記録を作成すること。

【根拠】

- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第十三条

- 5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

※こちらの事例は、身体拘束解除予定を過ぎても、身体拘束に関する説明書が作成されていない期間があったので、説明書の変更がある場合は、説明書を作成し、説明後に同意を得るように指導しました。

【改善状況】

当初の予定を超えて身体拘束を継続している方について、その態様、時間等について家族へ説明し、同意書にサインをいただいた。また、身体拘束を解除するタイミングを逃さないよう、毎日観察し記録を残すよう改めるとともに、委員会を開催するいとまなく身体拘束を開始・継続する必要がある場合に、主要メンバーで決定できるようにするなどのマニュアルの見直しを行った。

事例4 福祉用具貸与 通所介護

利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修を実施すること。

【根拠】

- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年12月21日鳥取県条例第76号）

（指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準）

第5条別表

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

サービスの提供

- 2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。

※介護保険法上の基準はないが、すべてのサービスで県条例に研修の実施が定められている。

【改善状況】

- ・「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像」、「支援ネットワークで進める高齢者虐待への対応手順」、上記DVD、2件を全員で見て確認しました。
- ・テキスト、文書における研修とインターネット動画により11月中旬に従業者研修を実施した。

事例5 通所介護

生活相談員について、人員基準を満たしてない提供日が1日あったので、適切に配置すること。

【根拠】

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

（従業者の員数）

第九十三条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

※ 1日に複数の生活相談員の配置でよいが、勤務時間（通所介護を提供している時間）の合計が、通所介護を提供している時間帯の時間数以上必要となります。

【改善状況】

生活相談員が体調不良のため急遽休んだことによるものでした。今後は生活相談員を1日あたり2名以上配置したシフトを組む。